

堺市公報 第102号	令和元年12月27日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○地方自治法施行令に基づく収納事務の委託について
 【市民人権局市民生活部市民協働課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（精神通院医療）の指定について
 【健康福祉局健康部精神保健課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立
 支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について
 【健康福祉局健康部精神保健課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 【建設局土木部路政課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

○道路法に基づく府道の区域変更について
 【建設局土木部路政課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

<公告>

○堺市立大浜体育館等の利用料金について
 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

○堺市金岡公園体育館等の利用料金について
 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

○堺市原池公園体育館等の利用料金について
 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

○堺市立初芝体育館等の利用料金について
 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

○堺市立美原体育館等の利用料金について

【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	33
○堺市家原大池体育館等の利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	38
○堺市立鴨谷体育館等の利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	42
○堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	46
○堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室等の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	50
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	51
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	52
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	52
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	53
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所】	54
<消防局公告>	
○指定催しの指定について	
【消防局予防部予防査察課】	55
<教育委員会規則>	
○堺市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	
【教育委員会事務局学校管理部施設課】	55
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	56
<人事委員会規則>	
○堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	57
○堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	
【人事委員会事務局】	58

告 示

堺市告示第465号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の
収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 業務名称
堺市特定事業寄附金収納代行業務
- 2 委託する歳入の種類
寄附金
- 3 委託する期間
令和元年12月24日から令和2年3月31日まで
- 4 受託者の住所及び名称
東京都渋谷区渋谷2丁目22-3 渋谷東口ビル 5F
株式会社CAMPFIRE
代表取締役 家入 一真

堺市告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
ウエルシア薬局 堺上野芝店	堺市西区上野芝向ヶ丘町6丁6-43	薬局	令和元年12月1日
さかいMY薬局	堺市西区津久野町1-20-3	薬局	令和元年12月1日
セレン薬局 堺店	堺市中区深井沢町3329メゾン深井103号	薬局	令和元年12月1日
つなぐ薬局 けな店	堺市中区毛穴町279-3	薬局	令和元年12月1日
ほりあげ薬局	堺市中区八田北町532-1	薬局	令和元年12月1日
らいん薬局	堺市西区津久野町1丁4-3	薬局	令和元年12月1日
ラハイナ薬局	堺市中区深井沢町3341-1 ヴィラ深井101	薬局	令和元年12月1日
りんご訪問看護ステーション	堺市美原区小平尾889番地1の2	訪問看護	令和元年12月1日

堺市告示第467号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
みずき医科歯科クリニック	堺市西区鳳東町5-473-9	病院・診療所	平成31年1月1日
庭代薬局	堺市南区庭代台2-9-3	薬局	令和元年10月9日
イルカ薬局 堺店	堺市堺区向陵中町3-3-14	薬局	令和元年11月1日
みんなの薬局 なかもざ店	堺市北区中百舌鳥町4-77 サニーコート中百舌鳥101	薬局	令和元年12月1日
ラハイナ薬局	堺市中区深井沢町3341-1	薬局	令和元年12月1日
ココラファイン薬局 ジョイパーク泉ヶ丘店	堺市南区三原台1-1-3 ジョイパーク泉ヶ丘1階	薬局	令和元年12月1日
訪問看護ステーション 延寿	堺市堺区宿院町西3-1-32 SHIN-NIKKENビル2階B号室	訪問看護	令和元年12月1日
訪問看護ステーション ナオビッド	堺市北区百舌鳥赤畑町4-330-1	訪問看護	令和元年12月1日

堺市告示第468号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和元年12月27日

堺市長 永藤英機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
-------	---------	----	-------

なかの医院	堺市美原区北余部40-39	病院・診療所	令和2年1月1日
トモエ薬局	堺市堺区一条通11-7 アーク1	薬局	令和2年1月1日
マクレ訪問看護ステーション	堺市南区鴨谷台1-41-6	訪問看護	令和2年1月1日

堺市告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧
に供する。

令和元年12月27日

堺市長 永藤英機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北田出井南田出井2号線	堺区中田出井町2丁46番5地先	旧	7.29	2.00	(キ025) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区中田出井町2丁46番5地先	新	7.29	2.00	
北旅籠西綾之西4号線	堺区綾之町西2丁9番5地先	旧	3.64	26.59	(キ060) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区綾之町西2丁9番7地先	新	3.82	26.59	
東湊10号線	堺区東湊町3丁183番5地先	旧	2.54 3.51	21.41	(ト083) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東湊町3丁183番5地先	新	3.27 3.76	21.41	
南島三宝1号線	堺区南島町1丁5番1地先	旧	3.93 3.97	8.83	(ミ032) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区南島町1丁5番1地先	新	3.97 3.99	8.83	
平井8号線	中区平井993番2地先	旧	2.21 3.15	15.45	(ト070) 開発に伴う寄付 関係分
	中区平井993番1地先	新	3.20 3.90	15.45	
深井北10号線	中区深井北町114番1地先	旧	2.28 2.34	16.94	(7083) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井北町114番2地先	新	3.14 3.17	16.94	
日置荘西58号線	東区日置荘西町7丁751番18地先	旧	3.78 4.96	21.24	(ト246) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町7丁751番21地先	新	4.24 5.70	21.24	
神野10号線	西区神野町2丁1048番4地先	旧	3.97 4.00	18.36	(コ013) 開発に伴う寄付 関係分
	西区神野町2丁1048番5地先	新	4.88 4.90	18.36	
浜寺石津西21号線	西区浜寺石津町西4丁286番4地先	旧	3.64 3.68	8.27	(ハ021) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西4丁286番4地先	新	4.17 4.19	8.27	
浜寺石津中浜寺諏訪森中2号線	西区浜寺諏訪森町中1丁138番6地先	旧	3.18 3.49	4.03	(ハ057) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町中1丁138番6地先	新	3.94 4.10	4.03	
平岡3号線	西区平岡町379番1地先	旧	1.70 2.10	26.65	(ト094) 開発に伴う寄付 関係分
	西区平岡町379番3地先	新	4.00 4.00	26.65	

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
平岡12号線	西区平岡町379番1地先	旧	2.54 2.63	16.99	(t103) 開発に伴う寄付 関係分
	西区平岡町379番2地先	新	4.00 4.00		
奥本5号線	北区奥本町1丁81番3地先	旧	4.11	2.25	(t471) 開発に伴う寄付 関係分
	北区奥本町1丁81番3地先	新	4.11		
奥本5号線	北区奥本町1丁81番2地先	旧	4.09	2.44	(t471) 開発に伴う寄付 関係分
	北区奥本町1丁81番2地先	新	4.09		



堺市告示第470号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
大阪高石線	西区浜寺南町1丁2番1地先から	旧	12.00	575.10	(F0028)
	西区浜寺公園町3丁225番1地先まで	新	12.00	575.10	
	西区浜寺元町1丁2番3地先から	新	29.00	545.00	
	西区浜寺諏訪森町西4丁353番7地先まで				

公 告

堺市公告第673号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市立大浜体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 体育館専用(団体)基本料金(令和2年4月1日以後)

大浜体育館

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:30 ~21:00	9:00 ~15:00	9:00 ~17:00	13:00 ~17:00	13:00 ~21:00	15:00 ~21:00	9:00 ~21:00	
大 体 育 室	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
	休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360	
		生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180	
	2/3面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
	休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640	
		生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
	1/2面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
	休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360	
		生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180	
1/3面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320		
	生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160		
小 体 育 室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220		
	生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020		
柔 道 場	平日	一般	3,100	2,800	2,800	6,700	5,900	8,700	5,600	12,300	9,500	15,400	
		生徒等	1,550	1,400	1,400	3,350	2,950	4,350	2,800	6,150	4,750	7,700	
	休日等	一般	3,720	3,360	3,360	8,040	7,080	10,440	6,720	14,760	11,400	18,480	
		生徒等	1,860	1,680	1,680	4,020	3,540	5,220	3,360	7,380	5,700	9,240	
剣 道 場	平日	一般	3,100	2,800	2,800	6,700	5,900	8,700	5,600	12,300	9,500	15,400	
		生徒等	1,550	1,400	1,400	3,350	2,950	4,350	2,800	6,150	4,750	7,700	
	休日等	一般	3,720	3,360	3,360	8,040	7,080	10,440	6,720	14,760	11,400	18,480	
		生徒等	1,860	1,680	1,680	4,020	3,540	5,220	3,360	7,380	5,700	9,240	
ト レ ー ニ ン グ 室	平日	一般	3,100	2,800	2,800	6,700	5,900	8,700	5,600	12,300	9,500	15,400	
		生徒等	1,550	1,400	1,400	3,350	2,950	4,350	2,800	6,150	4,750	7,700	
	休日等	一般	3,720	3,360	3,360	8,040	7,080	10,440	6,720	14,760	11,400	18,480	
		生徒等	1,860	1,680	1,680	4,020	3,540	5,220	3,360	7,380	5,700	9,240	
研 修 室	第1	平日	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		休日等	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
	第2	平日	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
		休日等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
	第3	平日	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
		休日等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（次項の表において同じ。）。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額（休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき基本料金（第2号及び第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金（令和2年1月1日以後）

（単位：円）

区分	利用料金	
	一般	生徒等
1人1種目1回	220	110

備考

- (1) この表において「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
 - (2) 60歳以上、障がい者及びその介助者1名は半額とする（ただし、トレーニング室は除く。）。
- * 「障がい者」料金を適用される範囲は以下のとおり。
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 体育館附属設備等利用料金（令和2年4月1日以後）

大浜体育館

(単位：円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	0	レクリエーション器具	1式 1回	2,030
バレーボール器具	1式 1回	0	得点板	1台 1回	100
バドミントン器具	1式 1回	0	審判台	1台 1回	100
インディアカ器具	1式 1回	0	バレーボール用線審旗	1組 1回	0
ソフトバレーボール器具	1式 1回	0	ウレタンマット（厚）	1枚 1回	500
ハンドボール器具	1式 1回	0	ウレタンマット（薄）	1枚 1回	200
フットサル器具	1式 1回	0	マット（長）	1枚 1回	100
卓球器具	1式 1回	0	マット（短）	1枚 1回	50
ソフトテニス器具	1式 1回	0	長机	1脚 1回	50
卓球用フェンス	1枚 1回	30	記録用机椅子	1組 1回	50
卓球用得点板	1台 1回	50	補助椅子	1脚 1回	20
マイク	1本 1回	300	フロアシート	1枚 1回	0
音響	1式 1回	500	バスケットショットタイマー	1組 1回	300
放送設備	1式 1日	2,030	スポーツタイマー	1台 1回	300
液晶式得点表示版	1組 1回	0	ストップウォッチ	1個 1回	100
電光得点表示版	1式 1回	0	コインロッカー	1か所	50
トランポリン（練習用）	1台 1回	1,010	移動柔道畳	1枚 1日	0
バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	200			

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から9時まで）のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用についても同様とする。

2 野球場利用料金（令和2年4月1日以後）

(単位：円)

種別	区分	利用料金					
		午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで
大浜公園野球場	A面	一般	1,220	2,440	2,440	2,440	2,440
		生徒等	610	1,220	1,220	1,220	1,220
	B面	一般	1,015	2,030	2,030	2,030	2,030
		生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010
三宝公園野球場	1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030
		生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010
浅香山公園野球場	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	610	610	610	610

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3 テニスコート利用料金 (令和2年4月1日以後)

(単位：円)

種別	区分	利用料金								
		午前7時から午前8時まで	午前8時から午前9時まで	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時から午後3時まで	午後3時から午後5時まで	午後5時から午後7時まで	午後7時から午後9時まで	
土居川公園テニスコート	1面	一般		300	610	610	610	610	610	
		生徒等		150	300	300	300	300	300	
大浜公園テニスコート	1面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	300	610	610	610	610	610	610

テニスコート附属設備等利用料金

(単位：円)

種類	単位	利用料金
照明設備	1時間	150

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

4 相撲場利用料金 (令和2年4月1日以後)

(単位：円)

種別	区分	利用料金			
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
大浜公園相撲場	相撲競技(職業相撲を除く。)	3,660	6,120	8,560	18,340
	集会	7,320	12,240	17,120	36,680
	その他	48,880	73,340	97,780	220,000

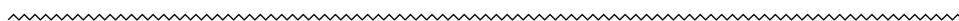
備考

- (1) 生徒等が使用するとき、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)半額を徴収する。
- (2) 使用者が入場料等を徴収するとき、基本料金の2倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するとき、実費として体育館長が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第1号及び第2号の規定を適用する場合にあつては同号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 許可を得て、「その他」で使用する場合において、設営準備等で使用する区分は「集会」の料金を適用する。

相撲場附属設備等利用料金 (令和2年4月1日以後)

(単位：円)

種別	単位	利用料金
放送設備	1回	3,050
照明設備	1時間	400



堺市公告第674号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市金岡公園体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 体育館専用(団体)基本料金(令和2年4月1日以後)

金岡公園体育館

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ~12:00	13:00 ~15:00	15:00 ~17:00	17:30 ~21:00	9:00 ~15:00	9:00 ~17:00	13:00 ~17:00	13:00 ~21:00	15:00 ~21:00	9:00 ~21:00	
大 体 育 室	全 面	平 日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150
		休 日 等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180
	2 / 3 面	平 日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
		休 日 等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
	1 / 2 面	平 日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150
		休 日 等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180
1 / 3 面	平 日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
	休 日 等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
小 体 育 室	全 面	平 日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休 日 等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
1 / 2 面	平 日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
	休 日 等	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	
ト レ ー ニ ン グ 室	平 日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
		休 日 等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380
			生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660

備考

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(次項の表において同じ。)
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあつては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定め(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。))を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用(個人)利用料金(令和2年1月1日以後) (単位:円)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園体育館	1人1種目1回	220	110

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60歳以上の者、障がい者及びその介助者1名は半額とする(ただし、トレーニング室は除く。)

*「障がい者」料金を適用される範囲は以下のとおり

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 体育館附属設備等利用料金(令和2年4月1日以後)

金岡公園体育館 (単位:円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式 1回	500	レクリエーション器具	1式 1回	2,030
バレーボール器具	1式 1回	300	得点板	1台 1回	100
バドミントン器具	1組 1回	100	審判台(バレーボール用)	1台 1回	200
インディアカ器具	1式 1回	100	審判台	1台 1回	100
ソフトバレーボール器具	1式 1回	100	移動ステージ	1台 1回	1,010
ハンドボール器具	1式 1回	500	演台	1台 1回	500
フットサル器具	1式 1回	500	バレーボール用線審旗	1組 1回	50
卓球器具 卓球台	1台 1回	100	体操競技用具	1式 1回	6,110
ソフトテニス器具	1式 1回	300	ウレタンマット(厚)	1枚 1回	500
卓球用フェンス防球ネット	1枚 1回	30	マット(長)	1枚 1回	100
卓球用得点板	1台 1回	50	レスリングマット	1式 1回	1,520
マイク(マイクロホン、ワイヤレスマイク)	1本 1回	500	長机	1脚 1回	50
音響テープレコーダー	1台 1回	500	記録用机椅子	1組 1回	50
放送設備	1式 1日	3,050	補助椅子	1脚 1回	20
液晶式得点表示板	1組 1回	1,520	フロアシート	1枚 1回	50
タイムアウト要求器	1台 1回	500	トランポリン(練習用)	1台 1回	500
ファウル表示器	1式 1回	500	移動観覧席	1式 1日	0
バスケットショットタイマー	1組 1回	500	バスケットボール用オフィシャル	1式 1回	500
スポーツタイマー	1台 1回	500	コインロッカー	1か所	50
ストップウォッチ	1個 1回	100			

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-4 体育館附属設備等利用料金(セットで使用する場合)(令和2年4月1日以後)

金岡公園体育館 (単位:円)

種類	単位	利用料金	内容
バスケットボール器具	練習用 1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	1,010	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用 1式 1回	300	ボール・ネット1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	500	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用 1式 1回	300	ボール・ネット4組
	試合用 1式 1回	1,010	ボール・ネット4組、審判台4台、得点板4台、線審用椅子8台
卓球器具	練習用 1式 1回	500	卓球台・ネット9組、スクリーン20枚
	試合用 1式 1回	1,010	卓球台・ネット9組、得点板9台、スクリーン30枚
軟式庭球器具	1式 1回	300	ボール・ネット1組、審判台1台
硬式庭球器具	1式 1回	500	ボール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2-1 陸上競技場専用（団体）基本料金（令和2年4月1日以後）（単位：円）

種別	利用区分		利用料金			
			午前	午後	全日	
			9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00	
金岡公園陸上競技場	全面	平日	一般	15,100	20,400	35,500
			生徒等	7,550	10,200	17,750
		休日等	一般	18,120	24,480	42,600
			生徒等	9,060	12,240	21,300
	トラック	平日	一般	5,100	7,200	12,300
			生徒等	2,550	3,600	6,150
		休日等	一般	6,120	8,640	14,760
			生徒等	3,060	4,320	7,380

備考

- (1) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (2) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (3) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (4) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号及び第2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては同号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。
- (5) 「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「全日」とは午前9時から午後5時までとする。
- (6) 午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの使用の場合は、午後の区分の利用料金の半額を徴収する。

2-2 陸上競技場共用（個人）利用料金（令和2年1月1日以後）（単位：円）

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
金岡公園陸上競技場	1人1種目1回	220	110

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 60歳以上の者、障がい者及びその介助者1名は半額とする。
 * 「障がい者」料金に適用される範囲は以下のとおり
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2-3 陸上競技場附属設備等利用料金（令和2年4月1日以後） （単位：円）

競技用具名	単位		利用料金	
サッカー用具	一般用	1式	1日	1,010
	少年用	1式	1日	610
ラグビー用具		1式	1日	1,010
アメリカンフットボール用具		1式	1日	1,010
陸上競技会用具		1式	1日	20,370
ストップウォッチ		1個	1日	100
スターター台		1組	1日	100
スターター用拡声装置		1式	1日	2,030
スターティングブロック		1台	1日	100
周回表示器		1台	1日	100
ハードル		1台	1日	100
3000m障害物		1式	1日	1,420
コースナンバー標識		1組	1日	810
走高跳用スタンド		1組	1日	100
走高跳用高度計		1組	1日	100
棒高跳用スタンド		1組	1日	100
棒高跳用高度計		1組	1日	100
走高跳用マット		1組	1日	1,010
棒高跳用マット		1組	1日	1,420
バー		1本	1日	200
バーあげ器		1組	1日	40
走幅跳、三段跳用距離標識		1組	1日	100
走幅跳、三段跳用距離測定器		1組	1日	300
フィールド成績表示器		1台	1日	100
踏切板標識		1組	1日	100
投てき用角度表示器(リボンロッドを含む。)		1組	1日	200
フィールド用制限時間告知器		1台	1日	400
フィールド、走幅跳、三段跳順位表示器		1台	1日	100
投てき距離標識		1式	1日	500
槍、砲丸、ハンマー、円盤各置台		1台	1日	100
砲丸		1個	1日	100
円盤		1個	1日	100
槍		1本	1日	300
ハンマー		1個	1日	100
気象計		1台	1日	200
出発合図用黒板		1枚	1日	100
記録標識		1台	1日	100
ベスト8表示器		1台	1日	100
バトン		1本	1日	40
ピストル		1丁	1日	100
風向風速計		1台	1日	300
黒板		1台	1日	100
風力速報表示器		1台	1日	100
抽選器		1台	1日	100
決勝柱		1組	1日	100
役員用胸章		1式	1日	1,420
フィールド位置表示器		1台	1日	40
雨天記録装置覆い		1式	1日	810
ビーチパラソル		1本	1日	100
テント		1張	1日	200
各種旗		1本	1日	40
役員席用長机		1脚	1日	100
役員席用椅子		1脚	1日	40
記録用小机		1脚	1日	80
記録用椅子		1脚	1日	40
選手用長椅子		1脚	1日	100
はかり		1台	1日	100
バッグ		1式	1日	100
監察員用腰掛		1脚	1日	40
放送設備		1式	1日	3,050
リボンロッド(30m、50m、100m)		1本	1日	100
タイマーシステム		1組	1日	300
スーパーストップウォッチ		1組	1日	810
マイク		1本	1日	1,010
写真判定装置		1式	1日	18,330

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1日」とは、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記以外の附属設備等利用料金については、指定管理者が別に定める。

3 野球場利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種別	区分	利用料金						
		午前9時 まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	
金岡公園野球場	1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
		生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

4-1 テニスコート利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種別	区分	利用料金								
		午前7時 から午前 8時まで	午前8時 から午前 9時まで	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	
金岡公園テ ニスコート	1面	一般	610	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	300	300	610	610	610	610	610	610

備考 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

4-2 テニスコート附属設備等利用料金

（単位：円）

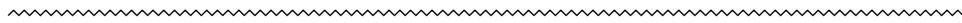
種類	単位	利用料金
照明設備	1時間	150円

5 その他使用料

金岡公園体育館 陸上競技場等

（単位：円）

種 別	単 位	金 額
露天営業その他これに類する目的とする使用	使用面積1平方メートルにつき1日	80
広告宣伝又は放送の目的とする使用		320
業として撮影の目的とする使用	1回（2時間以内）につき	6,480
競技会、集会その他これらに類する目的とする使用	使用面積10平方メートルにつき1日	20
その他の使用		20



堺市公告第675号

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市原池公園体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 堺市原池公園体育館 利用料金

1-1 体育館専用(団体)利用料(令和2年4月1日以後)

(単位:円)

種別	区分		午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日		
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00		
大アリーナ	全面	平日	一般	9,200	7,300	7,300	16,500	16,500	23,800	14,600	31,100	23,800	40,300	
			生徒等	4,600	3,650	3,650	8,250	8,250	11,900	7,300	15,550	11,900	20,150	
		休日等	一般	11,040	8,760	8,760	19,800	19,800	28,560	17,520	37,320	28,560	48,360	
			生徒等	5,520	4,380	4,380	9,900	9,900	14,280	8,760	18,660	14,280	24,180	
	2/3面	平日	一般	6,200	5,000	5,000	11,000	11,200	16,200	10,000	21,000	16,000	27,200	
			生徒等	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
		休日等	一般	7,440	6,000	6,000	13,200	13,440	19,440	12,000	25,200	19,200	32,640	
			生徒等	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
	1/2面	平日	一般	4,600	3,700	3,700	8,300	8,300	12,000	7,400	15,700	12,000	20,300	
			生徒等	2,300	1,850	1,850	4,150	4,150	6,000	3,700	7,850	6,000	10,150	
		休日等	一般	5,520	4,440	4,440	9,960	9,960	14,400	8,880	18,840	14,400	24,360	
			生徒等	2,760	2,220	2,220	4,980	4,980	7,200	4,440	9,420	7,200	12,180	
1/3面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600		
		生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800		
	休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320		
		生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160		
中アリーナ	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
休日等	一般	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220		
		生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020		
小アリーナ	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850		
		生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350		
	休日等	一般	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220	
			生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020	
多目的室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600	
			生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800	
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320	
			生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160	
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,800	2,800	4,050	2,500	5,300	4,050	6,850	
			生徒等	750	600	600	1,400	1,350	1,950	1,200	2,600	2,000	3,350	
		休日等	一般	一般	1,860	1,500	1,500	3,360	3,360	4,860	3,000	6,360	4,860	8,220
				生徒等	900	720	720	1,680	1,620	2,340	1,440	3,120	2,400	4,020
研修室	全面	平日	1,000	800	800	2,300	1,800	2,600	1,600	3,900	3,100	4,900		
		休日等	1,200	960	960	2,760	2,160	3,120	1,920	4,680	3,720	5,880		
	1/2面	平日	500	400	400	1,150	900	1,300	800	1,950	1,550	2,450		
		休日等	600	480	480	1,380	1,080	1,360	960	2,340	1,860	2,940		

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するときは、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の号のいずれかに該当する場合に適用する。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間（5月15日～10月15日、12月1日～3月20日）は、当該使用区分に係る金額の4割の額（休日等の使用にあつては、当該施設設の平日の使用区分において対応する時間帯における基本料金の4割の額）を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を経過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第2号又は第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 体育館共用（個人）利用料金（令和2年1月1日以後） （単位：円）

共用使用 （※トレーニング室を除く。）	1人1種1回	一般220	生徒・障害者・60歳以上110
------------------------	--------	-------	-----------------

備考

- (1) この表における「生徒」の区分は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合に適用する。
- (2) 「1回」とは、指定管理者が定める時間帯をいう。
- (3) 障害者とは、次のいずれかに該当する方とその介助者1名に適用する。
 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164条）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健所及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 トレーニング室利用料金（令和2年1月1日以後）

（単位：円）

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,600
平日定期利用	1人1月	月額 4,100
一時利用	1人1回	1,020

備考

- (1) 全日定期利用とは、休日等にも利用することができる定期利用をいう。
- (2) 平日定期利用とは、休日等を除く平日のみ利用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が利用する場合においては、この表にかかわらず、利用料金を月額4,100円とする。
- (4) 「1回」とは指定管理者が定める時間帯をいう。

1-4 体育館附属設備利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種類	単位	利用料金
バスケットボール器具	1式	1回 500
バレーボール器具	1式	1回 300
バドミントン器具	1式	1回 100
ハンドボール器具	1式	1回 500
卓球器具	1式	1回 100
ソフトテニス器具	1式	1回 300
硬式テニス器具	1式	1回 500
マイク	1本	1回 500
音響	1式	1回 500
放送設備	1式	1回 3,050
長机	1脚	1回 50
補助椅子	1脚	1回 20
フロアシート	1枚	1回 50
コインロッカー	1か所 50	
ウレタンマット（厚）	1枚	1回 500
アーチェリー器具	1式	1回 1,010
レクリエーション器具	1式	1回 2,030
バスケットボール用オフィシャル	1式	1回 500
フットサル器具	1式	1回 500
インディアカ器具	1式	1回 100
ソフトバレーボール器具	1式	1回 100
バレーボール用審判台	1台	1回 200
バレーボール用線審旗	1組	1回 50
バレーボールタイムアウト要求器	1台	1回 500
バスケットショットタイマー	1組	1回 500
ストップウォッチ	1個	1回 100
スポーツタイマー	1台	1回 500
液晶式特典表示板（3連式）	1組	1回 1,520
ファウル表示器	1式	1回 500
多目的審判台	1台	1回 100
得点板	1台	1回 100
卓球用得点板	1台	1回 50
卓球フェンス	1枚	1回 30
マット（短）	1枚	1回 0
移動用畳	1枚	1回 0

備考

- (1) 長机5脚まで、椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) 長机・椅子の下に敷くフロアシートは、利用料を徴収しない。
- (3) 「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-5 体育館附属設備利用料金（セットで利用する場合）（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

種類	単位	利用料金	内容
バスケット器具	練習用 1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	1,010	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用 1式 1回	300	ポール・ネット1組、得点板1台
	試合用 1式 1回	500	ポール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用 1式 1回	100	ポール・ネット1組
	試合用 1式 1回	200	ポール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用 1式 1回	100	卓球台、ネット1組、防球ネット4枚
	試合用 1式 1回	200	卓球台、ネット1組、防球ネット6枚、得点板1台
ソフトテニス器具	1式 1回	300	ポール・ネット1組、審判台1台
硬式テニス器具	1式 1回	500	ポール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具	1式 1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考 「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。ただし午後1（午後1時から午後3時まで）又は午後2（午後3時から午後5時まで）の使用についても、それぞれ「1回」とする。

2 陶器スポーツ広場

2-1 陶器テニスコート利用料金（令和2年4月1日以後）

営業時間は、4月及び9月は18時まで、5月～8月は19時まで、10月～翌年3月は17時までとする。

（単位：円）

種別	区分	8:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00
陶器テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	610	1,220
		生徒等	305	610	610	610	305	610

2-2 陶器テニスコート共用（個人）利用料金（令和2年1月1日以後）

（単位：円）

共用使用	1人2時間	利用料金
		110

2-3 野球場利用料金（令和2年4月1日以後）

営業時間は、4月及び9月は18時まで、5月～8月は19時まで、10月～翌年3月は17時までとする。

（単位：円）

種別	区分	8:00～9:00	9:00～11:00	11:00～13:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:00～18:00	17:00～19:00
陶器野球場	1面	一般	1,010	2,020	2,020	2,020	1,010	2,020
		生徒等	505	1,010	1,010	1,010	505	1,010

備考

- (1) 「生徒等」の区分は次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 利用料金の17:00～18:00の利用区分については4月及び9月における利用に限り適用する。
- (3) 許可を得て、開館時間を経過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、当該利用料金の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3 原池公園スケートボードパーク利用料金

3-1 スケートボードパーク専用（団体）利用料金（令和2年1月1日以後）
（単位：円）

種別	区分	利用料金
原池公園スケートボードパーク	全日	51,000

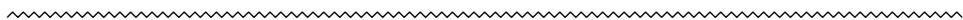
備考

- (1) 休日等の利用料金は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料を徴収するときは、基本料金（休日等に使用する場合にあつては、前号の額。次号及び第5号において同じ。）の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (5) 許可を得て、開館時間を経過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき、基本料金（第1号から第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。）の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する。

3-2 スケートボードパーク共用（個人）利用料金（令和2年1月1日以後） （単位：円）

種別	区分	利用料金	
		大人	510
原池公園スケートボードパーク	1人1回	小人（小・中学生）	310
		入場のみ	200

備考 「1回」とは指定管理者が定める時間帯をいう。



堺市公告第676号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項の規定に基づき、堺市立初芝体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項及び堺市スポーツ施設条例第19条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永藤英機

1 体育館専用（団体）利用料金（令和2年4月1日以後）

1-1 初芝体育館（通常料金）

（単位：円）

利用料金			9：00～12：00		13：00～15：00 15：00～17：00		17：30～21：00	
			平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
第一体育室	全面	一般	6,100	7,320	4,900	5,880	11,000	13,200
		生徒等	3,050	3,660	2,450	2,940	5,500	6,600
	半面	一般	3,100	3,720	2,500	3,000	5,500	6,600
		生徒等	1,550	1,860	1,250	1,500	2,750	3,300
第二体育室	全面	一般	3,100	3,720	2,500	3,000	5,500	6,600
		生徒等	1,550	1,860	1,250	1,500	2,750	3,300
	半面	一般	1,550	1,860	1,250	1,500	2,800	3,360
		生徒等	750	900	600	720	1,400	1,680
第三体育室	全面	一般	3,700	4,440	3,300	3,960	8,100	9,720
		生徒等	1,850	2,220	1,650	1,980	4,050	4,860
	半面	一般	1,850	2,220	1,650	1,980	4,100	4,920
		生徒等	900	1,080	800	960	2,050	2,460
弓道場	一般	2,300	¥2,760	1,950	2,340	4,900	5,880	
	生徒等	1,150	1,380	950	1,140	2,450	2,940	
トレーニング室	一般	1,250	1,500	1,000	1,200	2,900	3,480	
	生徒等	600	720	500	600	1,450	1,740	
研修室			1,250	1,500	1,000	1,200	2,900	3,480

1-2 初芝体育館（冷房期間5/15～10/15、暖房期間12/1～3/20）

（単位：円）

利用料金			9：00～12：00		13：00～15：00 15：00～17：00		17：30～21：00	
			平日	休日等	平日	休日等	平日	休日等
第一体育室	全面	一般	8,540	9,760	6,860	7,840	15,400	17,600
		生徒等	4,270	4,880	3,430	3,920	7,700	8,800
	半面	一般	4,340	4,960	3,500	4,000	7,700	8,800
		生徒等	2,170	2,480	1,750	2,000	3,850	4,400
第二体育室	全面	一般	4,340	4,960	3,500	4,000	7,700	8,800
		生徒等	2,170	2,480	1,750	2,000	3,850	4,400
	半面	一般	2,170	2,480	1,750	2,000	3,920	4,480
		生徒等	1,050	1,200	840	960	1,960	2,240
第三体育室	全面	一般	5,180	5,920	4,620	5,280	11,340	12,960
		生徒等	2,590	2,960	2,310	2,640	5,670	6,480
	半面	一般	2,590	2,960	2,310	2,640	5,740	6,560
		生徒等	1,260	1,440	1,120	1,280	2,870	3,280
弓道場	一般	2,300	2,760	1,950	2,340	4,900	5,880	
	生徒等	1,150	1,380	950	1,140	2,450	2,940	
トレーニング室	一般	1,750	2,000	1,400	1,600	4,060	4,640	
	生徒等	840	960	700	800	2,030	2,320	
研修室			1,750	2,000	1,400	1,600	4,060	4,640

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 特別に電気その他を利用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (6) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前号の規定を適用する場合にあっては当該号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-3 初芝体育館共用利用料金(令和2年1月1日以後)

(単位:円)

区分	一般	生徒等	高齢者・障害者
体育館(1種目1回)	220	110	110
弓道場(1回)	220	110	—
トレーニング室(1日)	220	110	—

備考

- (1) この表において「1回」とは指定管理者が定める時間帯をいう。
- (2) この表において「生徒等」とは、利用者が、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) この表において「高齢者」とは60歳以上の者をいう。
- (4) この表において「障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。また、障害者の介助者1名についてもこの料金を適用する。

1-4 附属設備利用料金 (令和2年4月1日以後)

(単位:円)

種類	単位		利用料金
バスケットボール器具	1式	1回	0
バレーボール器具	1式	1回	0
バドミントン器具	1式	1回	0
インディアカ器具	1式	1回	0
ソフトバレーボール器具	1式	1回	0
卓球器具	1式	1回	0
卓球用フェンス	1枚	1回	30
卓球用得点板	1台	1回	50
マイク	1本	1回	300
音響	1式	1回	500
放送設備	1式	1日	2,030
スポーツタイマー	1台	1回	500
ストップウォッチ	1個	1回	100
バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	0
レクリエーション器具	1式	1回	2,030
得点板	1台	1回	100
審判台	1台	1回	100
移動ステージ	1台	1回	1,010
バレーボール用線審旗	1組	1回	0
ウレタンマット (厚)	1枚	1回	500
マット (長)	1枚	1回	100
マット (短)	1枚	1回	50
レスリングマット	1式	1回	0
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
フロアシート	1枚	1回	50
トランポリン (練習用)	1台	1回	1,010
コインロッカー	1か所		50

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後5時まで）又は夜間（午後5時30分から午後9時まで）のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの利用についても同様とする。

2 野球場利用料金（令和2年4月1日以後）

2-1 初芝野球場

(単位：円)

区分		7:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00
1面	一般	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	生徒等	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

2-2 白鷺公園野球場

(単位：円)

区分		7:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 19:00
1面	一般	1,010	2,030	2,030	2,030	2,030	2,030
	生徒等	500	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010

備考

- (1) この表において「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（以下同じ）。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

3 テニスコート利用料金

3-1 初芝テニスコート（令和2年4月1日以後）

(単位：円)

区分		8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
	生徒等	300	610	610	610	610	300	610

備考

- (1) この表において「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する（以下同じ）。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら利用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において利用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (2) 許可を得て開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみ

なす。)につき、基本料金の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

3-2 初芝テニスコート共用利用料金 (令和2年1月1日以後)

(単位:円)

区分	利用料金
1人2時間	110

4 初芝体育館駐車料金

(単位:円)

施設名	車両の種類	利用時間	駐車料金 (1台あたり)	備考
初芝体育館 駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	30分を超え 2時間まで	200	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用する場合は、無料とする。
		2時間を超え 3時間まで	300	
		3時間を超え 4時間まで	400	
		4時間を超え 5時間まで	500	
		5時間を超え 閉場まで	600	



堺市公告第677号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項、堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項、堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）第21条第2項の規定に基づき、堺市立美原体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項、堺市スポーツ施設条例第19条第3項、堺市美原B&G海洋センター条例第21条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 堺市立美原体育館利用料金

1-1 美原体育館専用(団体)基本料金(令和2年4月1日以後)

(単位:円)

区 分			午前	午後 1	午後 2	夜間	昼間 1	昼間 2	午後	昼夜間 1	昼夜間 2	全日	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
第1体育室	全面	平日	一般	6,100	4,900	4,900	11,000	11,000	15,900	9,800	20,800	15,900	26,900
		高年齢者 生徒等	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450	
	休日等	一般	7,320	5,880	5,880	13,200	13,200	19,080	11,760	24,960	19,080	32,280	
		高年齢者 生徒等	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140	
	1/ 2面	平日	一般	3,050	2,450	2,450	5,500	5,500	7,950	4,900	10,400	7,950	13,450
		高年齢者 生徒等	1,525	1,225	1,225	2,750	2,750	3,975	2,450	5,200	3,975	6,725	
休日等	一般	3,660	2,940	2,940	6,600	6,600	9,540	5,880	12,480	9,540	16,140		
	高年齢者 生徒等	1,830	1,470	1,470	3,300	3,300	4,770	2,940	6,240	4,770	8,070		
第2体育室	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		高年齢者 生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		高年齢者 生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
卓球場	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		高年齢者 生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		高年齢者 生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
トレーニング室	平日	一般	1,250	1,000	1,000	2,900	2,250	3,250	2,000	4,900	3,900	6,150	
		高年齢者 生徒等	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等	一般	1,500	1,200	1,200	3,480	2,700	3,900	2,400	5,880	4,680	7,380	
		高年齢者 生徒等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	
会議室	平日	600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050		
	休日等	720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660		

備考

- (1) この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。
- (2) アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「高年齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する。以下の表において同じ。
- (5) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (6) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の利用にあつては、当該利用施設の平日の利用区分において対応する時間帯における利用区分の金額の4割の額)を加算する。
- (7) 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。

- (8) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。
- (9) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「生徒等」料金の半額とする。
- ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
- ・身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ・「療育手帳制度について」(昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-2 美原体育館共用(個人)利用料金(令和2年1月1日以後)

(単位:円)

区分	利用料金	
	一般	高齢者・生徒等
1人1種目1回	220	110

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、65歳以上の者が利用する場合に適用する。
- (2) この表において「生徒等」の区分は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が利用する場合に適用する。
- (3) この表において「1回」とは、次のとおりとする。
- ア 第1体育室及び第2体育室においては、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分における利用基本回数をいう。
 - イ 卓球場においては、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで、午後7時から午後9時までのそれぞれの区分における利用基本回数をいう。
 - ウ トレーニング室においては、午前9時から午後9時までの利用基本回数をいう。
- (4) 利用者が障害者手帳を有する者(※)である場合の利用料は、この表の「一般」又は「高齢者・生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。

※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

- ・身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・「療育手帳制度について」に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

1-3 美原体育館附属設備等利用料金(令和2年4月1日以後)

(単位:円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金		
バスケットボール器具	1式	1回	0	バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	110
バレーボール器具	1式	1回	0	トランポリン(練習用)	1台	1回	1,030
バドミントン器具	1式	1回	0	トランポリン(競技用)	1台	1回	1,560
卓球器具	1式	1回	0	トランポリン補助マット	1式	1回	0
ソフトテニス器具	1式	1回	0	得点板	1台	1回	110
硬式テニス器具	1式	1回	0	審判台(バレーボール用)	1台	1回	110
卓球用フェンス	1枚	1回	30	審判台	1台	1回	110
卓球用得点板	1台	1回	50	バレーボール用線審旗	1組	1回	0
マイク	1本	1回	510	ウレタンマット(厚)	1枚	1回	0
ファウル表示器	1式	1回	110	ウレタンマット(薄)	1枚	1回	0
スポーツタイマー	1台	1回	510	マット(長)	1枚	1回	110
ストップウォッチ	1個	1回	0	マット(短)	1枚	1回	50
フロアーシート	1枚	1回	50	長机	1脚	1回	50
移動柔道畳	1枚	1日	10	補助椅子	1脚	1回	20
コインロッカー	1か所		0	レクリエーション器具	1式	1回	0

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。
- (2) この表において「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1時から午後3時まで及び午後3時から午後5時までの利用についても、それぞれ「1回」とする。

2 堺市美原B&G海洋センター体育館利用料金

2-1 海洋センター体育館専用利用料金(令和2年4月1日以後)

(単位:円)

区 分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00 ~ 12:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:00	9:00 ~ 15:00	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:00	15:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	
体育室	全面	平日	一般	3,100	2,500	2,500	5,500	5,600	8,100	5,000	10,500	8,000	13,600
			高齢者 生徒等	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
		休日等	一般	3,720	3,000	3,000	6,600	6,720	9,720	6,000	12,600	9,600	16,320
			高齢者 生徒等	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
	1/2面	平日	一般	1,550	1,250	1,250	2,750	2,800	4,050	2,500	5,250	4,000	6,800
			高齢者 生徒等	775	600	600	1,375	1,375	1,975	1,200	2,575	1,975	3,350
		休日等	一般	1,860	1,500	1,500	3,300	3,360	4,860	3,000	6,300	4,800	8,160
			高齢者 生徒等	930	720	720	1,650	1,650	2,370	1,440	3,090	2,370	4,020
会議室	平日		600	500	500	1,450	1,100	1,600	1,000	2,450	1,950	3,050	
	休日等		720	600	600	1,740	1,320	1,920	1,200	2,940	2,340	3,660	

備考

- この表において「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を用いる。
- アマチュアスポーツに利用する場合において、利用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該利用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- アマチュアスポーツ以外のものに利用する場合において、利用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍の額、利用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する。
- この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 特別に電気その他を使用するときは、実費として市長が算定する額を徴収する。
- 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき基本料金(第2号及び第3号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあつては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該利用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて利用するときも、同様とする。
- 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者(※)である場合は、この表の「一般」又は「生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。
 ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。
 ・身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 ・「療育手帳制度について」に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2-2 海洋センター附属設備利用料金(令和2年4月1日以後)

(単位:円)

種類	単位	利用料金	種類	単位	利用料金		
バスケットボール器具	1式	1回	0	得点板	1台	1回	110
バレーボール器具	1式	1回	0	審判台	1台	1回	110
バドミントン器具	1式	1回	0	バレーボール用線審旗	1組	1回	0
卓球器具	1式	1回	0	ウレタンマット(厚)	1枚	1回	510
トランポリン(練習用)	1台	1回	1,030	マット(長)	1枚	1回	0
卓球用フェンス	1枚	1回	0	長机	1脚	1回	0
卓球用得点板	1台	1回	0	補助椅子	1脚	1回	0
マイク	1本	1回	0	フロアシート	1枚	1回	0
コインロッカー	1か所	50					

備考 この表において「1回」とは、海洋センター体育館の利用時間の区分にかかわらず、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分を用いる。

3 運動広場利用料金

3-1 野球場・運動場利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

区分			利用料金						
			8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
多治井 運動場	1面	一般	1,015	2,030	2,030	2,030	2,030	1,015	2,030
		高齢者 生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010
みの池 野球場 (2面)	1面	一般	1,015	2,030	2,030	2,030	2,030	1,015	2,030
		高齢者 生徒等	505	1,010	1,010	1,010	1,010	505	1,010
	両面	一般	2,030	4,060	4,060	4,060	4,060	2,030	4,060
		高齢者 生徒等	1,010	2,020	2,020	2,020	2,020	1,010	2,020
さつき野 野球場	1面	一般		2,030	2,030	2,030	2,030		
		高齢者 生徒等		1,010	1,010	1,010	1,010		

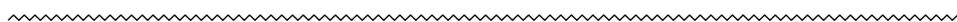
備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の65歳以上の者である場合に適用する。
 - (2) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
 - (3) 利用料金の17:00～18:00の利用料区分については4月及び9月における利用に限り適用する（次項の表において同じ。）。
 - (4) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該利用料の1時間相当額（10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。）を徴収する（次項の表について同じ。）。
 - (5) 利用する団体の過半数が堺市在住の障害者手帳を有する者（※）である場合は、この表の「一般」又は「生徒等」料金の半額とする。ただし、10円未満の料金は切り上げることとする。（次項の表において同じ。）
- ※障害者手帳を有する者とは次のいずれかに該当するものをいう。
- ・身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ・「療育手帳制度について」に基づく都道府県及び指定都市の規定により、療育手帳の交付を受けている者
 - ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

3-2 テニスコート利用料金（令和2年4月1日以後）

（単位：円）

区分			利用料金						
			8:00～ 9:00	9:00～ 11:00	11:00～ 13:00	13:00～ 15:00	15:00～ 17:00	17:00～ 18:00	17:00～ 19:00
多治井 テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
		高齢者 生徒等	305	610	610	610	610	305	610
みの池 テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	610	1,220
		高齢者 生徒等	305	610	610	610	610	305	610
さつき野 テニスコート	1面	一般		1,220	1,220	1,220	1,220		
		高齢者 生徒等		610	610	610	610		



堺市公告第678号

堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第31条第2項の規定に基づき、堺市家原大池体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市スポーツ施設条例第19条第3項及び堺市公園条例第31条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 家原大池体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分	時間										全日		
		午前 9:00~12:00	午後1 13:00~15:00	午後2 15:00~17:00	夜間 17:30~21:00	昼間1 9:00~15:00	昼間2 9:00~17:00	午後 13:00~17:00	昼夜間1 13:00~21:00	昼夜間2 15:00~21:00	9:00~21:00			
家原大池体育館	大アリーナ	全面	平日	一般	9,000	7,200	7,200	16,200	16,200	23,400	14,400	30,600	23,400	39,600
				生徒等	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800
			休日等	一般	10,800	8,640	8,640	19,440	19,440	28,080	17,280	36,720	28,080	47,520
				生徒等	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760
			冷暖房	一般	12,600	10,080	10,080	22,680	22,680	32,760	20,160	42,840	32,760	55,440
				生徒等	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720
		2/3面	平日	一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
				生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			休日等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680
				生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
			冷暖房	一般	8,400	6,720	6,720	15,120	15,120	21,840	13,440	28,560	21,840	36,960
				生徒等	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
	1/2面	平日	一般	4,500	3,600	3,600	8,100	8,100	11,700	7,200	15,300	11,700	19,800	
			生徒等	2,250	1,800	1,800	4,050	4,050	5,850	3,600	7,650	5,850	9,900	
		休日等	一般	5,400	4,320	4,320	9,720	9,720	14,040	8,640	18,360	14,040	23,760	
			生徒等	2,700	2,160	2,160	4,860	4,860	7,020	4,320	9,180	7,020	11,880	
		冷暖房	一般	6,300	5,040	5,040	11,340	11,340	16,380	10,080	21,420	16,380	27,720	
			生徒等	3,150	2,520	2,520	5,670	5,670	8,190	5,040	10,710	8,190	13,860	
	1/3面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
			生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
			生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
		冷暖房	一般	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480	
			生徒等	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240	
小アリーナ	全面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200	
			生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840	
			生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
		冷暖房	一般	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480	
			生徒等	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240	
	1/2面	平日	一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600	
			生徒等	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300	
		休日等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920	
			生徒等	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960	
		冷暖房	一般	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240	
			生徒等	1,050	840	840	1,890	1,890	2,730	1,680	3,570	2,730	4,620	
研修室	平日	1,800	1,500	1,500	3,600	3,300	4,800	3,000	6,600	5,100	8,400			
	休日等	2,160	1,800	1,800	4,320	3,960	5,760	3,600	7,920	6,120	10,080			
	冷暖房	2,520	2,100	2,100	5,040	4,620	6,720	4,200	9,240	7,140	11,760			
トレーニング室	平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000		
		生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000		
	休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200		
		生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600		
	冷暖房	一般	1,680	1,400	1,400	3,920	3,080	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400		
		生徒等	840	700	700	1,960	1,540	2,240	1,400	3,360	2,660	4,200		

備考

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日をいう。以下同じ。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下この項において「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下同じ。
 ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (5) 冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあっては、当該使用施設の平日の使用区分において対応する時間帯における使用区分に係る金額の4割の額)を加算する。
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、別表第1に規定する使用時間(以下「開館時間」という。)を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号または第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合には当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

1-2 附属設備等利用料金(セットで使用する場合)

(単位：円)

種類		単位		利用料金	内容
バスケットボール器具	練習用	1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	1,000	ゴール1組、得点板1台、オフィシャル1式、ストップウォッチ2個
バレーボール器具	練習用	1式	1回	300	ボール・ネット1組、得点板1台
	試合用	1式	1回	500	ボール・ネット1組、得点板1台、線審旗1組、審判台1台、アンテナセット1組
バドミントン器具	練習用	1式	1回	100	ボール・ネット1組
	試合用	1式	1回	200	ボール・ネット1組、審判台1台、得点板1台、線審用椅子2台
卓球器具	練習用	1式	1回	100	卓球台・ネット1組、スクリーン4枚
	試合用	1式	1回	200	卓球台・ネット1組、得点板1台、スクリーン6枚
軟式庭球器具		1式	1回	300	ボール・ネット1組、審判台1台
硬式庭球器具		1式	1回	500	ボール・ネット1組、審判台1台
ハンドボール器具		1式	1回	500	ゴール1組、得点板1台

備考 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-3 附属設備等利用料金

(単位：円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	500
CDラジオカセット	1台	1回	500
放送室設備	1式	1日	3,000
バレーボール用線審旗	1組	1回	50
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
防球ネット	1枚	1回	30
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500
ウレタンマット(薄)	1枚	1回	200
バドミントン器具	1組	1回	100
綱引き	1式	1回	2,000
ソフトバレーボール	1式	1回	100
インディアカ	1式	1回	100
スポーツタイマー	1組	1回	500
卓球台	1台	1回	100
ストップウォッチ	1個	1回	100
トランポリン	1台	1回	500
レクリエーション器具	1式	1回	2,000
レクリエーション器具	1式	1回	2,000
審判台(バレーボール用)	1台	1回	200
審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
卓球用得点板	1台	1回	50

電光得点表示板	1式	1回	1,000
ファウル表示器	1式	1回	500
移動ステージ	1台	1回	1,000
演台	1台	1回	500
コインロッカー		1か所	100

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。ただし、午後1(午後1時から午後3時まで)及び午後2(午後3時から午後5時まで)の使用についても、それぞれ「1回」とする。

1-4 トレーニング室利用料金 (単位:円)

利用区分	単位	利用料金
全日定期利用	1人1月	月額 4,500
平日定期利用	1人1月	月額 4,000
一時利用	1人1回(2時間)	1,000

備考

- (1) 全日定期利用とは、休日等にも使用することができる定期利用をいう。
- (2) 平日定期利用とは、休日等を除く平日のみ使用することができる定期利用をいう。
- (3) 全日定期利用において、満60歳以上の者が使用する場合には、この表にかかわらず、利用料金を月額4,000円とする。

1-5 体育館共用(個人)利用料金 (令和2年1月1日以後) (単位:円)

種別	区分	利用料金	
		一般	生徒等
体育館(トレーニング室を除く。)	1人1種目1回	220	110

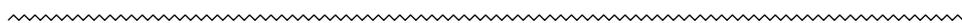
備考 「1回」とは、指定管理者が共用の使用に供する時間として定める時間の区分をいう。

2 みなと堺グリーンひろば利用料金

区分	利用料金								
		7:00 ~ 9:00	9:00 ~ 11:00	11:00 ~ 13:00	13:00 ~ 15:00	15:00 ~ 17:00	17:00 ~ 18:00	17:00 ~ 19:00	
	運動ひろば野球場 芝生ひろば運動場	1面	一般	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000
		生徒等	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	1,000
硬式野球場	1面	一般	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	2,000	4,000
		生徒等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	2,000

備考

- (1) 利用料金の17:00~18:00の利用区分については、4月及び9月における利用に限り適用する。
- (2) 許可を得て、規則で定めた開場時間を経過し、又は繰り上げて利用するときは、当該超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該利用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。



堺市公告第679号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第20条第2項及び堺市スポーツ施設条例（昭和59年条例第9号）第19条第2項の規定に基づき、堺市立鴨谷体育館等の利用料金を指定管理者が定めたので、堺市立体育館条例第20条第3項及び堺市スポーツ施設条例第19条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 鴨谷体育館専用(団体)利用料金

(単位:円)

種別	区分		午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日	
			9:00~12:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:30~21:00	9:00~15:00	9:00~17:00	13:00~17:00	13:00~21:00	15:00~21:00	9:00~21:00	
第一体育室	全面	平日	一般	6,000	4,800	4,800	10,800	10,800	15,600	9,600	20,400	15,600	26,400
			生徒等	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
		休日等	一般	7,200	5,760	5,760	12,960	12,960	18,720	11,520	24,480	18,720	31,680
			生徒等	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
	1/2面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
			生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
第二体育室	全面	平日	一般	3,000	2,400	2,400	5,400	5,400	7,800	4,800	10,200	7,800	13,200
			生徒等	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
		休日等	一般	3,600	2,880	2,880	6,480	6,480	9,360	5,760	12,240	9,360	15,840
			生徒等	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
	1/2面	平日	一般	1,500	1,200	1,200	2,700	2,700	3,900	2,400	5,100	3,900	6,600
			生徒等	750	600	600	1,350	1,350	1,950	1,200	2,550	1,950	3,300
		休日等	一般	1,800	1,440	1,440	3,240	3,240	4,680	2,880	6,120	4,680	7,920
			生徒等	900	720	720	1,620	1,620	2,340	1,440	3,060	2,340	3,960
第三体育室	全面	平日	一般	2,400	2,000	2,000	5,600	4,400	6,400	4,000	9,600	7,600	12,000
			生徒等	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000
		休日等	一般	2,880	2,400	2,400	6,720	5,280	7,680	4,800	11,520	9,120	14,400
			生徒等	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200
第四体育室	全面	平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000
			生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000
		休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200
			生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600
トレーニング室	全面	平日	一般	1,200	1,000	1,000	2,800	2,200	3,200	2,000	4,800	3,800	6,000
			生徒等	600	500	500	1,400	1,100	1,600	1,000	2,400	1,900	3,000
		休日等	一般	1,440	1,200	1,200	3,360	2,640	3,840	2,400	5,760	4,560	7,200
			生徒等	720	600	600	1,680	1,320	1,920	1,200	2,880	2,280	3,600
研修室	全面	平日	1,000	800	800	2,200	1,800	2,600	1,600	3,800	3,000	4,800	
		休日等	1,200	960	960	2,640	2,160	3,120	1,920	4,560	3,600	5,760	

備考

- (1) 「休日等」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日という。
- (2) アマチュアスポーツに使用する場合において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料等」という。)を徴収するときは、当該使用区分に係る金額(以下「基本料金」という。)の2倍の額を徴収する。
- (3) アマチュアスポーツ以外のものに使用する場合において、使用者が入場料等を徴収しないときは基本料金の7倍、使用者が入場料等を徴収するときは基本料金の15倍の額を徴収する。
- (4) 「生徒等」とは、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する(以下同じ。)。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものが専ら使用する場合
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学するものが学校教育活動において使用する場合
- (5) 5月15日から10月15日、12月1日から3月20日を冷暖房実施期間とし、冷暖房の実施期間中は、基本料金の4割の額(休日等の使用にあたっては、当該使用施設の平日使用区分において対応する時間帯における使用区分の金額の4割の額)を加算する。《別表参照》
- (6) 特別に電気その他を使用するときは、実費として指定管理者が算定する額を徴収する。
- (7) 許可を得て、開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は1時間とみなす。)につき、基本料金(第2号又は第3号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める額とし、前2号の規定を適用する場合にあっては当該各号に定める加算額を基本料金に加算した額とする。)の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときはこれを切り上げる。)を徴収する。許可を得て、当該使用区分に係る時間を超過し、又は繰り上げて使用するときも、同様とする。

《別表》

1-2 鴨谷体育館 冷暖房実施期間利用料金（5月15日～10月15日及び12月1日～3月20日）

（単位：円）

種別	区分			午前	午後1	午後2	夜間	昼間1	昼間2	午後	昼夜間1	昼夜間2	全日
				9:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00	17:30～21:00	9:00～15:00	9:00～17:00	13:00～17:00	13:00～21:00	15:00～21:00	9:00～21:00
第一体育室	全面	平日	一般	8,400	6,720	6,720	15,120	15,120	21,840	13,440	28,560	21,840	36,960
			生徒等	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
		休日等	一般	9,600	7,680	7,680	17,280	17,280	24,960	15,360	32,640	24,960	42,240
			生徒等	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120
	1/2面	平日	一般	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
			生徒等	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240
		休日等	一般	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120
			生徒等	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560
第二体育室	全面	平日	一般	4,200	3,360	3,360	7,560	7,560	10,920	6,720	14,280	10,920	18,480
			生徒等	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240
		休日等	一般	4,800	3,840	3,840	8,640	8,640	12,480	7,680	16,320	12,480	21,120
			生徒等	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560
	1/2面	平日	一般	2,100	1,680	1,680	3,780	3,780	5,460	3,360	7,140	5,460	9,240
			生徒等	1,050	840	840	1,890	1,890	2,730	1,680	3,570	2,730	4,620
		休日等	一般	2,400	1,920	1,920	4,320	4,320	6,240	3,840	8,160	6,240	10,560
			生徒等	1,200	960	960	2,160	2,160	3,120	1,920	4,080	3,120	5,280
第三体育室	全面	平日	一般	3,360	2,800	2,800	7,840	6,160	8,960	5,600	13,440	10,640	16,800
			生徒等	1,680	1,400	1,400	3,920	3,080	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400
		休日等	一般	3,840	3,200	3,200	8,960	7,040	10,240	6,400	15,360	12,160	19,200
			生徒等	1,920	1,600	1,600	4,480	3,520	5,120	3,200	7,680	6,080	9,600
第四体育室	全面	平日	一般	1,680	1,400	1,400	3,920	3,080	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400
			生徒等	840	700	700	1,960	1,540	2,240	1,400	3,360	2,660	4,200
		休日等	一般	1,920	1,600	1,600	4,480	3,520	5,120	3,200	7,680	6,080	9,600
			生徒等	960	800	800	2,240	1,760	2,560	1,600	3,840	3,040	4,800
トレーニング室	全面	平日	一般	1,680	1,400	1,400	3,920	3,080	4,480	2,800	6,720	5,320	8,400
			生徒等	840	700	700	1,960	1,540	2,240	1,400	3,360	2,660	4,200
		休日等	一般	1,920	1,600	1,600	4,480	3,520	5,120	3,200	7,680	6,080	9,600
			生徒等	960	800	800	2,240	1,760	2,560	1,600	3,840	3,040	4,800
研修室	全面	平日	1,400	1,120	1,120	3,080	2,520	3,640	2,240	5,320	4,200	6,720	
		休日等	1,600	1,280	1,280	3,520	2,880	4,160	2,560	6,080	4,800	7,680	

1-3 鴨谷体育館共用（個人）利用料金（令和2年1月1日以後）

（単位：円）

トレーニング共用	1人1回	一般220	生徒等110
その他共用利用	1人1種1回	一般220	生徒等110 高齢者・障害者110

備考

- (1) 「1回」とは、指定管理者が別に定める時間帯をいう。
- (2) 「高齢者」とは、60歳以上の者をいう。
- (3) 「障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。また、障害者の介助者1名についてもこの料金を適用する。

1-4 鴨谷体育館 附属設備利用料金 (令和2年1月1日以後)

(単位:円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	300
音響	1台	1回	500
放送室設備費	1式	1日	2,000
ストップウォッチ	1個	1回	100
トランポリン(練習用)	1組	1回	1,000
レクリエーション器具	1式	1回	2,000
審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
移動ステージ	1台	1回	1,000
演台	1台	1回	500
卓球用フェンス	1枚	1回	30
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500
フロアシート	1枚	1回	50
コインロッカー	1か所		50
卓球得点板	1台	1回	50

(単位:円)

種類	単位		利用料金
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
マット(長)	1枚	1回	100
マット(短)	1枚	1回	50
電光得点表示板	1台	1回	500
スポーツタイマー	1台	1回	500
バスケットボール器具	1式	1回	0
バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	0
バレーボール器具	1式	1回	0
バレーボール用線審旗	1組	1回	0
バドミントン器具	1式	1回	0
インディアカ器具	1式	1回	0
ソフトバレーボール器具	1式	1回	0
卓球器具	1式	1回	0
ソフトテニス器具	1式	1回	0
記録用机椅子	1組	1回	0

備考

- (1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料金を徴収しない。
- (2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの利用についても同様とする。

2 鴨谷野球場利用料金 (2時間単位)

(単位:円)

A面(2/3面)	一般	生徒等	B面(1/3面)	一般	生徒等	全面	一般	生徒等
	2,000	1,000		1,200	600		3,200	1,600

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

※硬式野球(高校生以上)の場合は、全面予約が必要

3 荒山テニスコート専用(団体)利用料金

(単位:円)

区分	8:00~9:00	9:00~11:00	11:00~13:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:00~18:00	17:00~19:00
	1面	一般 600	1,200	1,200	1,200	1,200	600
	生徒等 300	600	600	600	600	300	600

4 共用(個人)利用料金 (令和2年1月1日以後)

(単位:円)

区分	利用料金
1人 2時間	110

備考

- (1) 利用料金の17:00~18:00の使用区分については、4月及び9月における使用に限り適用する。
- (2) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間(30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。)につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額(10円未満の端数が生じるときは、これを切り上げる。)を徴収する。

堺市公告第680号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項の規定に基づき、堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金を指定管理者が定めたので、同条例第19条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1-1 屋内施設共用（個人）利用料金（都度利用）

（単位：円）

区分		利用料金（税込）				
		一般	高齢者	高校生	中学生以下	障がい者
プール （プログラムレッスンを除く。）	1人 1回	610	400	300	300	300
トレーニング室 （プログラムレッスンを除く。）		1,020	610	510	—	510
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン		2,150	1,430	1,080	—	1,080

備考

- (1) この表において「高齢者」、「高校生」、「中学生」及び「障がい者」とは、次のとおりとする。
- ア 「高齢者」とは、70歳以上の者をいう。
 - イ 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
 - ウ 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者をいう。
 - エ 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。
- (2) この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。以下の表において同じ。

1-2 屋内施設共用（個人）利用料金（月額利用）

（単位：円）

区分		利用料金（税込）	備考
プール及びトレーニング室（プログラムレッスンを除く。）	1人1月	6,300	開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能
		※5,040	
プール、トレーニング室及びプログラムレッスン	1人1月	一般（レギュラー）	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		7,200	
	一般（U25割）	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能	
	5,100		
	一般（デイ）	月～金曜日（休館日を除く。）の開館から午後5時まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能	
	6,100		
一般（ナイト）	月～金曜日（休館日を除く。）の午後8時から閉館まで、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能		
5,100			
高齢者	5,100	開館時間中、プール、トレーニン	

	(シニア)	※4,080	グ室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
	障がい者	3,600	開館時間中、プール、トレーニング室の利用及びプログラムレッスンに参加可能
		※2,880	

備考

- (1) この表において「U25割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に適用する。
- (2) この表において※印の利用料金は、令和元年11月1日から令和2年2月29日までに適用する。

1-3 屋内施設専用（団体）利用料金

(単位：円)

区分		利用料金（税込）			
		一般	高齢者	生徒等	障がい者
スタジオA	1室 1時間	510	300	250	250
スタジオB	1室 1時間	300	200	150	150

備考

- (1) この表において「高齢者」の区分は、利用する団体の構成員の過半数が堺市在住の70歳以上の者である場合に適用する。
- (2) この表において「生徒等」の区分は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。以下の表において同じ。
 - ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
 - ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- (3) この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者及び児童福祉法第12条に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がその構成員の半数を超える団体が利用する場合をいう。
- (4) 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

2-1 屋外施設専用（団体）利用料金（令和2年4月1日以後）

(単位：円)

区分			利用料金（税込）							
			8:00 ～ 9:00	9:00 ～ 11:00	11:00 ～ 13:00	13:00 ～ 15:00	15:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00	21:00 ～ 23:00
テニスコート	1面	一般	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
		生徒等	305	610	610	610	610	610	610	610

多目的 グラウンド	全面	一般	1,220	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
		生徒等	610	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

2-2 附属設備の利用料金（令和2年4月1日以後） (単位：円)

区分		単位	利用料金（税込）
照明設備	テニスコート	1面・1時間	150
	多目的グラウンド	全面・1時間	3,050

3 駐車場の利用料金 (単位：円)

施設	車両の種類	単位	利用時間	利用料金（税込）
駐車場	乗用車 軽自動車 小型貨物車 マイクロバス	1台・1回 (1日当たり)	3時間まで	0
			3時間を超え 4時間まで	400
			4時間を超え 5時間まで	500
			5時間を超え 閉場まで	600



堺市公告第681号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室等の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」グルメ体験教室令和元年度第4四半期の利用料金

1	簡単に作れるパン&バター教室	1,000円	通年
2	メロンパン教室	1,100円	通年
3	ソーセージ教室	1,400円	通年
4	バター作り教室	500円	通年
5	皮から作る豚まん教室	1,300円	1月度
6	いちご大福教室	1,300円	1・2・3月度
7	いちご摘み&いちご大福教室	1,800円	1月度
8	いちご摘み&いちごパフェ教室	1,800円	1・2・3月度
9	アイスコーンカップケーキ教室	1,300円	2月度
10	いちご摘み&いちごパイ教室	1,800円	2月度
11	いちごアイス教室	900円	3月度
12	ショコラうさぎのメロンパン教室	1,300円	3月度
13	いちご摘み&いちごタルト教室	2,000円	3月度

堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室令和元年度第4四半期の利用料金

1 収穫体験（食べ放題）料金

区 分	金 額
大人（中学生以上）	1,800円

子ども（小学生）	1,400円
幼児（3歳～小学生未満）	1,000円
1歳～2歳	500円

2 収穫体験＋グルメ体験教室料金

内 容	金 額
収穫体験（1パック）＋いちごパフェ作り	1,800円
収穫体験（1パック）＋いちご大福作り	1,800円
収穫体験（1パック）＋いちごパイ作り	1,800円
収穫体験（1パック）＋いちごタルト作り	2,000円
収穫体験（1パック）＋いちごどら焼き作り	1,600円
収穫体験（1パック）＋ダッチベイビーパンケーキ作り	1,800円

堺市公告第682号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区草部868番1、868番4及び868番6から868番10まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区向陵西町二丁1番30号

株式会社ハウスショップ

代表取締役 石井 博

~~~~~

堺市公告第683号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市東区白鷺町三丁299番16、299番17の一部、299番18、299番28から299番70まで、305番16、1771番5の一部、1771番6、1771番10から1771番13まで及び1772番6（第一工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号  
フジ住宅株式会社  
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第684号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市中区深井東町373番1から373番4まで、374番1、374番20、374番21及び地先水路

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号
フジ住宅株式会社
代表取締役 宮脇 宣綱



堺市公告第685号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
LED照明機器（泉ヶ丘地区）一式賃貸借 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称
堺市南区若松台2丁5-2
建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所
- 3 落札者を決定した日
令和元年10月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
三菱電機クレジット株式会社 関西支店
取締役支店長 松本 龍治
大阪市北区梅田1丁目8番17号
- 5 落札金額
¥195,642-（税抜）（月額賃借料）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和元年9月10日

~~~~~

堺市公告第686号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年12月27日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

LED照明機器（榎・光明池地区）一式賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称

堺市南区若松台2丁5-2

建設局公園緑地部泉ヶ丘公園事務所

3 落札者を決定した日

令和元年10月21日

4 落札者の氏名及び住所

三菱電機クレジット株式会社 関西支店

取締役支店長 松本 龍治

大阪市北区梅田1丁目8番17号

5 落札金額

¥195,610-（税抜）（月額賃借料）

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和元年9月10日

## 消防局公告

堺市消防局公告第6号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和元年12月27日

堺市消防長 松本文雄

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| 催しの名称 | 大鳥大社正月初詣                     |
| 開催場所  | 堺市西区鳳北町1丁1番地2 大鳥大社境内         |
| 開催期間  | 令和元年12月31日（火）から令和2年1月5日（日）まで |

## 教育委員会規則

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

令和元年12月27日

堺市教育委員会  
教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第21号

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

堺市立学校設置条例の一部を改正する条例（平成29年条例第37号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年4月1日とする。

## 農業委員会告示

堺市農業委員会告示第14号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年12月27日

堺市農業委員会  
会長 田 中 宏

[日時]

令和2年1月9日（木）午後2時00分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他

## 人事委員会規則

堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

堺市人事委員会

委員長 南 輝 雄

堺市人事委員会規則第3号

### 堺市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

堺市職員の任用に関する規則（平成18年人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中第9号を第10号とし、第7号及び第8号を1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下単に「会計年度任用職員」という。）をもって補充しようとする職

第38条第1項中「6月間」の次に「（会計年度任用職員にあつては、1月間とする。第40条において同じ。）」を加える。

第40条第1項中「任命権者は、」を削り、「90日（」の次に「会計年度任用職員にあつては15日と、」を加え、「、人事委員会に対して」を削り、「の延長を申請しなければならない」を「を延長するものとする」に改め、同項ただし書中「1年」の次に「（会計年度任用職員にあつては、その任期）」を加え、同条第2項中「職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第41条中「次に掲げる場合において」を「常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げるとき」に改め、同条第1号、第2号及び第4号中「場合」を「とき。」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則の一部改正）

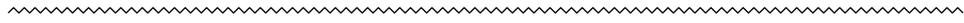
2 堺市人事委員会委員長及び事務局長等専決規則（平成18年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

（準備行為）

3 この規則による改正後の堺市職員の任用に関する規則（以下「改正後規則」という。）

第15条第7号に掲げる職の採用に関する選考を実施するために必要な行為については、この規則の施行日前においても、改正後規則の規定の例により行うことができる。



堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月27日

堺市人事委員会

委員長 南 輝 雄

堺市人事委員会規則第4号

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（平成18年人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」を「第261号。以下「法」という。」に改める。

第3条第1号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の採用に関する選考

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の堺市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則（以下「改正後規則」という。）第3条第1号ウに掲げる選考を実施するために必要な行為については、この規則の施行日前においても、改正後規則の規定の例により行うことができる。